

令和7年第12回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和7年9月19日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告第1号

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 3 認定第1号

令和6年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第2号

令和6年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第3号

令和6年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第4号

令和6年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第5号

令和6年度住田町簡易水道事業会計決算の認定について

日程第 8 認定第6号

令和6年度住田町下水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10名）

1 番	金 野 千 津 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	4 番	佐々木 信 一 君
5 番	瀧 本 正 徳 君	6 番	村 上 薫 君
7 番	阿 部 祐 一 君	9 番	菊 池 孝 君
11 番	水 野 正 勝 君	12 番	佐々木 春 一 君

欠席議員（２名）

８番 林 崎 幸 正 君

１０番 高 橋 靖 君

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君 教 育 長 松 高 正 俊 君

監 査 委 員 紺 野 仁 君

.....

副 町 長 小 向 正 悟 君 総 務 課 長
兼 選 挙 管 理 横 澤 広 幸 君
委 員 会 書 記 長

住民税務課長兼
会 計 管 理 者 鈴 木 絹 子 君 企 画 財 政 課 長 高 萩 政 之 君

保健福祉課長
兼 地 域 包 括 支 千 葉 英 彦 君 建 設 課 長 佐々木 淳 一 君
援 セ ン タ ー 長

農政商工課長
兼 農 業 委 員 会 菊 田 賢 一 君 林 政 課 長 佐々木 暁 文 君
事 務 局 長

教 育 次 長 多 田 裕 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 菅 野 享 一 係 長 荻 野 映 理

開議 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐々木春一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 10 人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

次に、受理しております請願は、お配りしております請願文書表のとおり、総務教民常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。

◎一般質問

○議長（佐々木春一君） 日程第 1、一般質問を引き続き行います。

◇ 瀧 本 正 徳 君

○議長（佐々木春一君） 5 番、瀧本正徳君。

〔5 番 瀧本正徳君質問壇登壇〕

○5 番（瀧本正徳君） おはようございます。大所高所の観点を持ちながらも、町の将来の姿、在り方を見据えながら、急ぎ対応すべきと思う課題の中から、次の 3 点について、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、森林経営管理制度に係る施策の進捗状況についてであります。

森林所有者の森林管理の責務を明確にした森林経営管理制度が施行され、6 年が経過して、町としても既に森林所有者の意向調査も終えていると思います。高齢化や担い手不足などの地域の現状の中、町の大きな森林資源を生かすための先を見据えたこの森林管理制度であることから、次の点を伺います。

（1）として、森林所有者から森林の経営管理の委託を受けた山林面積などの状況と課題は何かを伺います。

二つ目として、委託された森林のうち、林業経営者への再委託の状況と町が直接管理する

森林の状況及び今後の管理計画を伺います。

大きな二つ目です。ツキノワグマなどの獣害対策についてであります。

全国各地で熊の人的・物的被害が起きていますが、当町においても人的な被害が発生している状況にあります。民家周辺での熊の出没が続いている中で、9月からは緊急銃猟が市町村の判断で可能になるなど、行政の変化もあります。熊の出没などの獣害と、これに関わる生活不安を解消し、「安心・安全、住みたいまちづくり」を進めるための対応策が急ぎ必要であると考えことから、次の点を伺います。

(1) 獣害対策の専門家を配置し、対応窓口の一本化による即応体制を図るべきと思うが、どうでしょうか。

二つ目、獣類とすみ分けできる森林整備として、奥山に実のなる樹木を植え、獣が生息できる、言わば豊かな奥山づくりをし、町として進めるべきではないかというふうに思います。

三つ目、捕獲に係るハンター（鳥獣被害対策実施隊）の皆さんの仕事は、大変危険を伴う特殊な勤務であります。関係経費などの処遇改善を一層図るべきと思うが、どうでしょうか。

大きな三つ目です。猛暑対策として学校体育館や自治公民館へのエアコン設置についてであります。

近年、異常と思えるような猛暑が続いていることから、子供たちや住民が集う場への猛暑対策が必要であると考えことから、次の点を伺います。

(1) 小中学校の普通教室や特別教室の一部などへのエアコンは、既に実施済みであります。体育館用エアコンは未設置であります。授業もさることながら、体育館は災害時には避難所としても活用されていることもあり、エアコン設置を進めるべきと思うが、どうでしょうか。

二つ目、自治公民館は、住民の地域活動拠点、自主防災活動拠点、住民の避難場所などと果たす役割が大きくなっていることから、現行の補助制度に加えて、猛暑対策の助成制度を設けるべきと思うがどうか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（佐々木春一君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 瀧本議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、1項目め、森林管理経営制度に係る施策の進捗状況についての（1）森林所有者

から経営管理の委託を受けた森林の状況、（２）林業経営者への再委託と町が直接管理する森林の状況につきましては、それぞれ関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

森林経営管理制度につきましては、手入れが行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は、地域の林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林は、市町村が公的に管理する仕組みとして、平成３１年４月に創設されたものであります。制度の創設を受け、町では、これまで森林整備の在り方を検証するとともに、令和２年度からは、森林資源解析事業及び森林所有者意向調査事業を５か年にわたり実施し、森林資源量や森林所有者の森林経営に対する意識などの把握に努める中で、今後の方向性を検討してきたところであります。

その検討内容といたしましては、自身の森林は所有者自らが管理することを原則としつつ、森林経営管理制度については、制度の趣旨を理解しつつも、林業労働力の不足が顕在化する状況にあつては、まさに公的管理が必要とされる最低限の経営管理の受託にとどめることが適当であるとの認識に立ったところであります。

その認識をもって、今後、森林組合などとも連携しながら、地域に出向いてまいりたいと考えているところであり、その際には、調査いたしました森林情報や森林整備に係る補助事業のメニューなどを森林所有者に提供しながら、それぞれが所有する森林の管理方法の策定について、町といたしましても相談に当たってまいりたいと考えているところであります。

したがいまして、瀧本議員の御質問にあります、経営管理の委託を受けた森林の状況、林業経営者への再委託の状況等につきましては、今後の実績として見えてくるものと捉えておりますので、現状といたしましては、お答えできる数値等は持ち合わせておりませんので、御了承いただきたいと考えております。

次に、２項目めのツキノワグマなどの獣害対策についての（１）即応性のある体制づくりについてお答えをいたします。

本町の鳥獣被害対策につきましては、住田町鳥獣害防止総合対策協議会と住田町鳥獣被害対策実施隊の二つの組織を中心として取組を推進しているところであり、その事務機能を農政商工課及び林政課が担っているところであります。

主に、農政商工課が、侵入防止対策、生息環境管理、林政課が、個体群管理を所管する中で、二つの組織でありますとか、あるいは農政商工、林政、両課で被害状況や課題を共有しながら必要な対策を講じているところであります。瀧本議員からは、対応窓口を一本化し、

即応体制を図るべきとの御質問でございますが、現状において、住田町鳥獣害防止総合対策協議会や住田町鳥獣被害対策実施隊との連携が図られており、それぞれの組織の活動にも一定の効果がみられることから、この推進体制を継続し、さらに連携を深めながら、被害防止に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、（２）野生動物が生息できる奥山づくりについてお答えをいたします。

野生動物の生息環境の管理に当たっては、生態系に配慮した森づくり、また、人間と野生動物とのすみ分け環境の再構築が重要とされ、具体的には、餌場となる広葉樹林の整備、人工林内の間伐促進による下層植生の生育促進、山裾の環境整備によるすみ分けゾーン、緩衝帯の設置などが効果的とされているところであります。

瀧本議員からは、奥山の実になる樹木を植え、野生動物が生息できる環境を整備すべきとの御質問でございますが、御存じのとおり、本町は、町の面積の９割を森林が占め、既に餌場となる広葉樹林が豊富な環境下にあります。また、町有林に当たっては、近年、皆伐後の造林不適切において、天然更新による広葉樹林への誘導を図ってきているところでもあります。予算や作業体制等にも限りがございますので、現状において、町といたしまして、野生鳥獣の餌場づくりを目的とした森林整備は考えていないところであります。

次に、（３）鳥獣被害対策実施隊の処遇改善についてお答えをいたします。

本町の鳥獣捕獲対策につきましては、平成２５年に高田猟友会の協力の下組織した住田町鳥獣被害対策実施隊を中心に取組を推進しており、毎年、ニホンジカやイノシシ、ハクビシン、アナグマなどを捕獲いただいているところであります。

町といたしましては、隊員報酬や有害鳥獣を捕獲した際に報償費を支払うとともに、捕獲活動に係る保険代や火薬、手数料に係る経費を補助するなどして、自治体の活動を支援しているところであります。

瀧本議員からは、関係経費等の処遇改善を図るべきとの御質問でございますが、本町の支援内容が他の市町村と比較して見劣りするものではないと捉えておりますので、当面は現状の支援を継続してまいりたいと考えているところであります。

大きく３項目めの御質問については、教育委員会より答弁をいたします。

私からは以上です。

○議長（佐々木春一君） 教育長、松高正俊君。

〔教育長 松高正俊君登壇〕

○教育長（松高正俊君） 私からは、３項目めの学校体育館や自治公民館へのエアコン設置に

ついて。初めに、（１）小中学校体育館へのエアコン設置を進めるべきと思うがどうかについてお答えいたします。

学校の体育館は、子供たちの学習及び部活動の練習等の場所であるとともに、災害時には避難所として利用される公共施設であることから、空調設備は、子供たちが猛暑日等であっても快適かつ安全に活動し、有事には安心して避難ができる場所として、適切に整備・管理をしなければならないものと考え、防災担当課である総務課とも連携を図る必要があると考えております。

全国的な学校体育館への空調設備の設置率は、全国で約２割にとどまっており、整備状況は自治体によって大きな差がございます。岩手県は、設置率が０．８％で、４７都道府県のうち最も低い状況となっております。

文部科学省におきましては、令和６年度から１５年度までの時限措置として、空調設備整備臨時特例交付金を新設し、従来の交付金より補助率を引き上げるとともに、地方負担額１００％に地方債を充当することを認めているほか、設置後の光熱費について交付税措置を講じるなど、自治体の負担軽減を図り、事業を積極的に推進する体制を整えていることから、財政担当課、総務課とも連携を図りつつ、ほかの学校関連施設の状況等も考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

現在の猛暑対策につきましては、エアコンが設置されている教室の利用や、扇風機、スポットクーラー等の利用により対応しており、これまでのところ、体育館の利用を原因とする児童生徒や、避難所に避難した方々の体調不良は発生しておりません。

今後とも、天候の状況を考慮しつつ、児童生徒の健康状況の把握に努めるとともに、学校及び総務課との連携による避難所の運営に協力してまいりたいと考えております。

次に、（２）自治公民館へのエアコン設置助成制度についてお答えいたします。

これまでの自治公民館への助成といたしましては、自治公民館等運営費補助金交付要綱に基づき、設置及び維持管理費補助金、いわゆる工事費補助金により、公民館を新築及び改築の場合は、基準経費の１００分の４０以内の額、増築及び一部改修の場合は、基準経費の１００分の５０以内の額を補助金として交付しておりました。

しかし、現行の補助制度の策定時点では、近年のこの異常とも言える猛暑に関しては想定しておらず、エアコンの設置に関しても想定していなかったことから、教育委員会としては、今後は要綱の改正により、助成を検討していきたいと考えているところであります。

私からは以上であります。

○議長（佐々木春一君） 再質問を許します。

瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 森林経営管理制度については、現状については分かりましたし、今の対応については、そのような状態なのかなということを確認させていただきました。

ただ、大切なのは、今の国の森林の状況を憂いた国が、令和になってからになりますけども、森林環境税、それから森林環境譲与税というものとセットでこの森林経営を出したと。この理由は何かという、今のままでは日本の森林が駄目になってしまっていて、木材価格はもうそのとおりなんですけど、本来持っている空地、例えば、CO₂削減とか、それから水をつくるとか、水源涵養とか、併せて土砂災害等の防止等の公的な部分の機能が低下すると。だからこそ、山とは関係のない都会でもどこでも全国民から税を集めて、個人の山の管理まで含めた環境譲与税というような形で出してると思うんですが、その辺の背景をどのように捉えているか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君） 森林経営管理制度の趣旨であるとか、あるいは、そもそもその森林の機能発揮という部分は、今、瀧本議員がおっしゃられたとおりなんだろうなというふうに認識しているところでございます。いずれ、町といたしましては、そういった趣旨は当然に鑑みながら、経営管理制度の推進について、現状、検討を進めておるという状況でございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 国とすれば大変すばらしいことなんで、ぜひともこれを生かしてほしいと。税金を集める5年前から、地方に金を交付するなんていうのは、今までそんなことはなかったんですよ。ただ、そのぐらい国とすれば危機感を持ってるんだよということになると思います。ですから、その支出をきちんと組んでね、何のためにこの制度ができたかということについては、常々考えながらやってほしいと思います。

では伺いますが、まず、具体的なアクションは別にしまして、意向調査は終わってるわけなんですね。意向調査等の状況について確認したいと思いますが。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 意向調査につきましては、平成2年から6年度まで、町内5地区に分けてまして実施をさせていただいたところでございます。6年度の部分で調査が終了し

てございますので、集計した数値等々について概略でお知らせをいたしますと、まず、一番の趣旨といたしましては、今後、御自身の山の管理をどのようにされますかという部分を主目的として調査を実施したところでございます。

そういった中で、今後も自分で山の管理を進めてまいりたいといったようなところは、パーセンテージといたしましては2割程度で、なかなかもう自分で管理ができないというところで、もう町のほうに、経営管理制度等も活用しながら委託をしたいといった部分の意向が示されたのもやはり2割強ほどあったところでございます。あるいは、なかなかもう自分の山の状況も分かり得ないということで、そういった検討のために様々情報収集に当たりたいといった部分も2割ございました。あとは、そもそも考えが及ばないといった部分も相当数ございまして、これが3割弱ほどあったところでございます。

いずれ町といたしましては、町のほうに管理をしたいという部分2割、面積でベースで言いますと1,500ヘクタールほどございました。なかなかこの辺りを全て受け付けて町のほうで管理するというのはなかなか林業労働力の観点からも現実的ではない部分もございしますので、この辺りの考え方というのを整理しながら、今後、森林所有者の方々とは相談に当たってまいりたいというふうに考えているものでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 本当の現状がそれで見えていると思いますが、全国的な国の動きの中から言えば、私はまだいいのかなというふうに思ってます。ただ、今何らかの形で示しておかないと、それがますますひどくなるんですよ。もう既に、申し訳ないけど山は要りませんよという人だっていっぱい出てますんで、一切合切管理しませんという方もいますんで、はっきり投げていいのかという辺りが今から町の課題だと思いますが、それについては、課題に押さえておいて対応していただきたいと思いますが、調査の結果、労力がないためにできないというふうな現状、お金の関係もあると思うんです。そこで、実を言うと、作業用に、作業のための施策を進めるためには環境譲与税というのがきちんと出てるんですよ。環境譲与税を、ただ気に食わないことと言えば変なんですけど、今の配分方法は、意外と山まで来てないんですよ、銭が、お金が。それを県なり国なりに強く要望するような運動を起こしていないと、町場のほうが人口が多いわけですから、そっちのほうにどんどん金が出ていくということになりますんで、その辺の合わせた動きというのは考えてますか。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 森林譲与税の配分額の見直しということでございますが、これは一度制度設計がなされて、見直しが一度は図られてございます。やはり瀧本議員がおっしゃられたとおり、都市部のほうに多く配分される状況というのはどうなのかという部分の議論等々もございまして、極力山を多く所有するような自治体の部分に多く配分されるような形でということで、譲与基準等が見直しをなされているところでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） このビジョンが進むか進まないかについては、お金の流れが大きいと思いますんで、ぜひとも町長をはじめ、要望する部分についてはがりがり要望して、山を本来の目的が合うようなお金の使い方は当たり前なんだというふうな形の運動を進めていただきたいというふうに思っております。今の部分は思っている部分でございます。

それでは、森林経営管理計画についてはそのとおりの名前でもいいんですが、もう一つ、町とすれば、山をちゃんとするために森林管理経営計画とセットなのかなと思ってるんですが、住田町の森林整備計画というのが今年からスタートして、10年間の分があるんですが、これまさしくそのとおりリンクしていいというふうに解釈していいのかと。今からであれば、森林管理経営計画というやつを、国のサイドで見るんじゃなくて、住田町サイドで森林管理経営を見るのであれば、この森林整備計画を生かしながらやっていくのかなというふうに思うんですが、その辺の見方、考え方についてどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 市町村森林整備計画につきましては、経営管理制度の部分の進め方をうたっているものではございませんで、基本的には、山の整備の在り方についての基準等々をお示ししている内容となっているものでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） であれば、先ほどの調査の状況から見て、町でやれる範囲というのは決まっていますから、ぜひとも個人管理については個人管理ということをきちんと出すんですけども、あわせて、放置と、所有権ですから、個人の権利になりますんで、どういうふうな形になってもとやかく言えない部分がいっぱいあると思いますんで、その分とセットしながら住民への対応をしていただきたいというふうに思っています。

二つ目に、入らせていただきます。

熊の関係は、昨日、6番、7番議員からも、それこそ緊急銃猟に関わる話があったんですが、正直言って、私的には相当深刻な課題だというふうに思ってます。今までのように通り一遍の対応ではもうもたないだろうというふうに思います。なぜかという、10年前と今を比べてどうなのかと。だとすれば、よその動きから見て、この10年後はどうなのかという辺りについては、我々の立場であれば、きちんと見据えながら今の対応を取ると。当たり前だと思っていますが、今の状況については分かりました。では、10年後をどのような形で見ているのかについて、もし考えがあるのであれば伺います。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 10年後の状況ということでございますが、いずれ今の状況というのも決して好ましい状況ではないというのはそのとおりなんでしょう。当然10年後の部分についても、住民の方々が住みよい環境づくりという部分は必須なんだろうなというふうに思っております。

そういった中で、今年度策定いたしました総合計画におきましては、鳥獣害対策という部分も新たな項目と設けまして、今後5年の部分として、各種施策を強力に推進していくという部分でうたっているところでございますので、それらに基づいて今後進めてまいりたいというふうに考えているものでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 獣対策に関わっては新聞報道、テレビ報道が物すごいんですよ。そういう中にこういうのがありましたんで、私はこれが当たり前なのかなというふうな部分が本当に疑問なんです、世田米であって、住田中学校の校庭に熊が出たときの一連の関係、県内のあちこちの小中学校のほうに熊の出没がある中で、某岩手県全体を網羅する新聞社の新聞の記事の中で、タイトルだけ読みますと、教育現場、熊から守れ、校庭に電気柵設置、タクシー送迎費補助、出没相次ぎ、対策賢明というふうなことがありましたが、私はこれは正直言ってまともではないというふうに思ってます。こんなことがあっていいのかというふうに思いますんで、そういう辺りが、専任を置いて即応、即応というのは、私が言う即応は、即動くというふうな形の窓口をきちんとするべきだというふうに思ってます。そういう観点からいって、熊の関係は、今になって対策されちゃ困るというふうな部分がいっぱいあると思います。ましてや、農作業ができないと、怖いと、山菜取りもできない、キノコ取りもできない、沢に行つての溪流釣りもできないと。住田で楽しむ一番の原点の部分が全部ないん

ですよ。これが当たり前というふうな形で思っているとは思いませんが、やはり、だとすれば、こうだという効果のあるような対応策を今進めてほしいというふうに思いますが、再度その確認をお願いします。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） これまでの答弁でも申し上げておりますとおり、今の状況というのは決して看過できる状況ではないというのはそのとおりなだと思います。ここは行政といたしましても、そういう認識に立っているところでございます。そういった中で、即応体制等々も含めて、その部分は町長の答弁でも申し上げましたとおり、農政商工課、あるいは林政課で連携しながら進めているところでございます。そういった部分で決して遅れを、即効性が得られていないかという、そういうことでもないというふうに捉えておりますので、引き続き現状の体制の部分で鳥獣害対策というのは進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） どうしても窓口設置が一本化にならないというのであればちょっと確認したいんですが、先ほど農政課、林政課の持分が分かりました。今一番私が心配しているのは、熊の被害の中で、獣の被害の中で何が大きいかというと、トウモロコシを食べられたら何円分とか、スイカを食べられたら何円分とかいろいろありますけども、それ以上に怖いのは、精神的な被害というんだそうです。要するに、怖くて出歩きたくないと、どうせ食われてしまうので作物も作らないと、荒れ放題と、農業もやめたと、動くのもやめたと、散歩もやめたと、そういうふうな被害対策のほうは、林政課、農政課、どちらになるんでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長、菊田賢一君。

○農政商工課長（菊田賢一君） 農作物の被害対策という部分であれば、防御の部分で農政商工課が担当しております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） それでは、不安解消も農政課ということによろしいんですか。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） 精神的な部分は重々承知しているところでございます。そう

いった中で、防御対策として制度を見直しながら対応を図っているところであります。精神面で軽減が図れるように取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 言おうとしてるやりたいことは分かるんですが、私は、実際に安心して住田の暮らしを楽しめるような形にするのが原点だと思ってるんです。町とすれば、関係人口とかいろんな観点でこの暮らしをよくしようということで、総合計画から何かからきちんと出してるんですよ。ただ、それを阻害するようなことに対する町の体制は、私はちょっと弱いというか、まだまだ深刻さを見てないのかなという気持ちに見えてしまうんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） 獣害対策としまして、先ほど林政課長も申し上げましたが、総合計画の中でそういう対策をうたっているところでございますし、近年は、猿被害等も顕著に現れております。そういった中では、地域ぐるみでの対応というのが一番大事なのかなと考えております。猿被害であれば、瀧本議員の地元の中沢地区ですとか、五葉地区ですとか、そういったところで被害が多く発生しているような状況にございます。そういった中で、県の指導も仰ぎながら、複合柵の設置ですとか、いろいろな対策を、住民の意見も聞きながら対策を講じているところでございますので、今後も関連機関と連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） ちょっとどういうふうな形でこの分野を進めればいいのかと私は疑問を持ってるんですが、私はもっともっと、台風とか地震のような災害であれば、これは計画を立ててなかったからしょうがないと言えばそれまでなんですが、熊とか獣被害とかについては、ましてや昨日お話をあつた緊急銃猟なんていうのは、特に緊急銃猟なんていうのは5か月前からもう既にできるんですから、9月1日に間に合いませんでしたというような言い方は、正直言って私好きじゃないんですよ。分かっているながら対応ができなかったのかという気持ちのほうに立つものですから、やはり先へ先へと、アンテナを高くした段階で、先へ先へと今やっておけば一つの力のできるのに、5年もたてば10の力でもできなくなってしまうということがはっきりしてるわけですから、やはり今の段階で、この分野は専

門家を雇って対応すべきというふうに思っていますが、これは町長の考え方を聞いていいですか。

○議長（佐々木春一君） 町長。

○町長（神田謙一君） まさに瀧本議員の考え方も御理解できるところであります。ただし、現実的には、専門家を雇えば解決できるかということになりますと、これは当町だけではありません、国内全部でいろんな部分の中で、本当に大学の先生が入ったりとかしておりますけれども、効果としてはなかなか出せないというのが現実なところであります。

昨年の獣医師学会のほうでも、この獣害という部分、テーマでいろいろ議論されております。課題解決方法、具体的にこれをやれば解決できるというのは、残念ながらないのが実態でございます。その中で、効果があると言われているのは、先ほど答弁で申し上げたとおり、地域ぐるみで、みんなで緩衝帯をつくる等々の施策が現実的な効果、対策ということになっておりますので、専門家がいればということにはならないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 専門家でも欲しいんですけども、それなりに県なりなんなりには指導者がいますんで、時々派遣してもらってもいいんですが、いずれこの窓口対応は、町民に向かっている部分ですから、即なるほどなというふうな形の動きにしてほしいというふうに思ってます。

1番の専門家については一応終わらせていただきたいと思いますと思いますが、二つ目のすみ分けの山については、私前からしゃべってるんですよ。ですから、私の思いの裏の部分はあんまりしゃべらないんで擦れ違いなんですけど、山の上のほう半分を熊用にあげるべと、つくろうじやと。ただ、その代わりと言ってはなんだけど、里山から下がった熊は、帰ってもらうか捕獲してもらうというふうな形の体制。言うならば、個体管理をですね、きちんとやるというための条件なんです。ただただ個体管理をやったんでは何なんだというふうに思われますから、住田の山は、上に行けば、手間暇かけて、予算を出して、ちゃんと住めるような山にしたと。その代わり、集落に出た熊については、帰ってもらうか、あっちのほうに帰ってもらうか、いずれにせよ、そこにはいないような形の対応をするべきだと。言うならば個体管理については県の仕事なんです。たまたま里にいた分は町長がやってもいいと言えそうですが、そうじゃなくて、基本的には県の管理になりますんで、県との話合いの中で、そういう部分をきちんと出すべきだと。そのためには、まず住田町の山には獣が住める状況

がつくられていると。金をかけてつくってんだと。だからこそ、里にいる熊については、来ないような個体管理も含めた対策を取りたいというふうに思っの提案なんですよ。ただ山に金かけて雑木を植えろというわけじゃないんですよ。あくまでも雑木を植えて、そういうふうにつくるのは何かと。金をかけて、手間暇かけてやるのは何かと。あくまでも熊なり獣の個体数管理のためだというふうな考え方なんです、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 奥山づくりにつきましては、これまでも何回か瀧本議員のほうから御提案等々いただいているところでございます。御提案内容としては承りますけども、現実的にできるのかどうなのかという部分なんだと思います。実際に予算の関係、あるいは実際に山のほうで作業に当たる人員、人工の体制等々も含めればのことは、現状としては、そこまでの体制というのは取れないのかなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 全山1回勝負でやれというのではないんですが、私はこの運動を起こすべきだと。面積はどうでもいい、どうでもいいというわけじゃなくて狭くてもいいと思うんですが、やはりこういう姿勢でないと、いざ捕獲ったって、ただ捕獲するだけになりますから、うちのほうはそうじゃないよと、山がちゃんと、豊かな山をつくってるんですよ。その代わり、里は危険なんで、安心な暮らしのために捕獲させていただきますというような形の姿勢が必要だと思うんです。やはり同様に町長の。

○議長（佐々木春一君） 町長。

○町長（神田謙一君） 瀧本議員のおっしゃることも本当に重々理解できます。私も田んぼ、畑がありまして、イノシシなり、熊はなかなかまだ来ておりませんが、被害に遭っている状況です。そうした状況の中で、確かにアイデアとすれば、いわゆる獣害が進むエリア、エサ場をつくってあげてというのも、獣害のほうにそれを理解してくればよろしいわけですが、現実的にはなかなかそれにつながらないというのが実態であります。先ほど答弁したとおり、町内、いわゆる面積に占める森林の割合、広葉樹等々も含めて豊富な状況にあります。エリア的な感覚等々も野生動物持ち合わせていまして、餌があるところだけに集中するということにはなかなか現実にならないという部分で、どういう管理の仕方、個体への対応の仕方というような部分で個体管理という言葉もあるわけですが、今、岩手県が2か年にわたって調査をしていただいているところであります。それが今年度末をもって一定

程度そこら辺の公表等もされてくるものと思っておりますので、それも踏まえながら、県に対しての要望、昨日も申し上げましたけども、鹿等々については、町単独ではなくて、声がけをさせていただきまして、気仙2市1町、それに遠野市、釜石市、大槌町も含めて県のほうにも要望しています。また、県議会のほうにも、議長のほうにじきじき私が行って、対策等々の在り方等についても要望をしております。引き続きそういう行動をしながら、県とも連携を取りながら対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 具体的なアクションを起こさせたいなというふうに思ったんですが、いずれ住田町は森林の町というのは間違いないことです。そして、それでもってまちづくりの森林・林業日本一という看板をかけながらやっているわけですから、獣が邪魔だという意味じゃないですよ、そういう点では、やはり手間暇をかける部分については手間暇をかけてほしいと。予算的にどうのこうのという、環境譲与税で足りなかったら、町からお金を出すつもりでも、やはりアクションを起こすべきだなということがありますんで、この部分については、ぜひとも御検討いただきたいなというふうに思ってます。

今回で終わりじゃないんで、今回一応これで終わりにしますけれども、三つ目に行きたいと思います。

ハンターの関係、私の同級生もやってるぐらいですから、私よりも上の人もいますので、いずれこれは、単に成り手がなくなっていくことで済まされる問題ではないというふうに私は思ってます。

そして、結構捕獲に係る報償費というのも高いんですよ。他市町村と比べれば本当に高いと私も思ってます。優遇はされているとは思いますが、果たしてそれが正解かということについてはまた別だというふうに思います。

一つは、実際に捕獲した状況を見ると、鹿でも熊でも何でもなんですが、1頭当たりとはいっても実際は人が2人も3人も抱えてます。はい2万円ですよ出したとしても、2人で関われば1万円、4人で関われば5,000円ずつというふうな形の中身なんですね。ですから、この部分は、他市町村もさることながら、どのぐらいであれば、この仕事に就いてくれる人があるのかなという発想でもって対応していただきたいと。最低賃金がどうのこうのとそんな世界じゃないというふうに私は思ってます。

北海道のように、そっぽ向かれてしまえば、もう終わりになりますんで、ましてや平均年齢は何歳だかよく分かりませんが、相当の年配の方々もいっぱいいますんで、あと10年後

はどうなのかというふうになると、下手すると半減するというふうに思いますんで、その辺の対応は、10年後に考えるんじゃなくて今考えてほしいというのがこの部分です。その辺はどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 実際、有害捕獲の対応に当たっては、ハンターさん、自治体の方々がグループを組まれてというのも、町としても認識をしているところでございます。そういう中での部分に対する対応も含めてということかと思えますけども、現状として、ハンターさんたちの部分との意見交換の中でも、具体として、報償額等々の部分での御提案というのは直接的に受けているものはございませんけども、機会を捉えて、そういった部分での現状の対応についての御意見等々は頂戴をする機会を設けながら、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） ハンターさんとお話をぜひとも進めてほしいと思いますが、そのときに注意してほしいのは、あなたは幾ら欲しいですかというような聞き方をしたって誰もちゃんと言いませんので、あなたが辞めた後に誰かを据えたとすれば、どのぐらいの報酬がいいのかな、どういうふうな条件がいいのかなというふうな観点でもって対応していただきたいと。でないと、面と向えば、堂々とこのぐらいあのぐらいと言うのは住田町にはほとんどいけませんので、町場さ行けば別ですが、いずれ住田町にはいないと思いますんで、そういうふうな立場でもって考えてほしいと、対応してほしいなというふうに思ってます。

もう一つなんですが、ハンターの皆さんが、真冬に、前にも話ししましたが、対応しかねる、捕獲した、山奥で捕獲した分の鹿なりなんなりの処理については、前に話ししました。それのほとんどが熊の餌というふうな形の話も聞きますんで、やはりその辺はきちんとやれるような形の対応。言うならば、2人組とかいうような形でやってほしいと。私も聞いた話では、熊は音を出さないで裏に回るんで、人の後ろに回るそうです。そうすると、前だけ見ていると後ろから覆いかぶさるということになりますんで、ハンターは基本的には2人組というふうな形の報酬を考えてほしいというふうに思ってます。これについてはどうでしょうか。熊というのは、私が考えたときに、あんなでかいずうたいしてるもんだからがさがそがさがそ音がすると思ってたんですよ。ところが、覆いかぶさるまで気づかなかったという人が結構いますので、そういう中では、やはり熊被害については、どこに行くか分かんない

し、親子だか1人でいるんだかも分かんないし、子っことか親とかもよく分かんない部分がいっぱいありますんで、そういう部分は危険なんだというふうな認識を持って、危険手当的なものの考え方でもって対応すべきだと思うんですがどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 当然、隊員の方々に何か事故等々が起きるとするのは当然避けなければならない状況下にあるのかなというふうには捉えております。いずれ今いただいた意見等々は御提案として承りたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 総合計画でもありますが、快適な暮らしを楽しむというのが原点だと思いますんで、ひとつ環境整備については、あっちこっちの意見を聞くのもさることながら、この町はこうなんだという部分を出していただければいいのかなというふうに思っております。

3項目め、猛暑対策についてです。

先ほど教育長の話聞いて、こういうふうな形で進めてほしいなというふうに思いながら聞いています。ぜひともこの部分については、きちんとやってほしいと。国が、何%かん%はどうでもいいんですが、この町の子供たち、それから、この町で万が一避難所となった場合に、こうしたいあしたいの部分については、せっかく制度があって、だって5割ですよ、令和15年までですから、少しのんびり構えてもいいとは思いますが、こういうのは何ぼでも早いほうがいいというふうに思います。当面は総務課との検討等もありますし、具体的に言えば、ランニングコストと電気代から何からいろんな課題がくっついてくると思います。その辺の部分の捉え方を再度確認したいんですがいいですか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 学校施設へのエアコンの設置、特に体育館のエアコンの設置につきましてでございますけれども、まだ学校の教室でエアコンの設置されていない特別教室等ございますので、まずはそちらのほうを優先して進めていきたいと考えております。

また、先ほど教育長も答弁いたしましたけれども、避難所になっていることなどから、総務課、それから、経費の面もございますので、企画財政課とも連携を図って進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） この質問は町長とセットでしたよね。町当局、設置は市町村と決まっていますんで、学校は。それから、管理は教育委員会というふうになりますが、管理運営についてはそのとおりなんです、設置者としての考えは、総務課の考えでもいいんですが、いずれどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 町長。

○町長（神田謙一君） 先ほど教育委員会のほうからも答弁ございました。連携を取りながらということで、設置者という立ち位置の部分も含めて、やはり今年もそうです、本当に気候変動、大変な状況であります。そういう中で、いわゆる自治公民館部分等々も含めて、財政状況を鑑みながら、前向きな形の中で検討を進めていきたいというふうに考えております。いずれ政策全般についてですが、一定程度お金という部分はかかってきます。そういう中で優先順位をどうするか。それぞれ個々に優先順位があるかと思いますが、町全体での優先順位を見ながら、財政状況を鑑みながら、取組を進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 施策については、この後に決算審査もありますけども、お金の出方で持って事業評価をするということになってますんで、そういう中では、ぜひとも狙いにあったような形の執行というのは当たり前だと思いますんで、狙いは立派ですんで、ぜひとも進めていただきたいと。それが地域まちづくりに関わる魅力化にもつながりますんで、この分野については早々に対応すべきだというふうに考えております。

自治公民館についてですが、基本的には自治公民館ですから、自治ですので、本当は役場にあれしてけろこれしてけろ補助してけろというのは、原則的には駄目だと思うんですけども、やはり住民が最初につながる組織の一つでございまして、住民一人一人につながるのは自治公民館だけというふうに私は思ってます。直接つながるものはね。そういう中で、今から人が少なくなったと、高齢化だと、ましてや財政的にもそんなに豊かではないよというふうな町の中での今からの在り方とすれば、当然、住民の力、一人一人自分たちでやれること、それから相談しながらやれること、お互いに支え合いながらやれることというのは、物すごい要素になると思ってらんです。これが消えてしまいますと、それこそ町そのものが、組織はあるが石が落ちても気づかない、足にとげが刺さっても気づかないような組織になってしまいますんで、そういう中では、暑さ寒さを感じるような組織にすべきだということで、

自治公民館活動をより活発にしていきたいなというふうに思ってますので、ここの部分の、みんなしてお金何ぼか出してやればいいんですけども、一つそのための運動のきっかけ、アクションの一つとして、自治公民館に対するこういう制度を充実してほしいなというふうに思ってますが、どうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 昨今のこの暑さが原因としての活動の停滞というのはあってはならないことだと思っております。ただ一方で、先ほど議員がおっしゃるとおり、自治公民館の建物等々は、それぞれの地域の所有物でございますので、町が設置するのではなく、やっぱり地域の方々にも応分の負担をいただきまして、町が補助するという形に考えております。以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 以上で私の質問を終わらせていただきますが、いずれ世の中の動きが激しいわけでございますので、そういう中ではアンテナを高くしながら、追われるんじゃないかと、果敢に迎え撃つという気持ちでもって進めていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（佐々木春一君） これで、5番、瀧本正徳君の質問を終わります。
ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 金 野 千 津 君

○議長（佐々木春一君） 1番、金野千津さん。

〔1番 金野千津君質問壇登壇〕

○1番（金野千津君） 1番、金野千津です。通告に従いまして、大きく2点質問させていただきます。

初めに、高齢者の健康と生活環境の向上について伺います。

近年、気候変動の影響により、夏季の気温が年々上昇傾向にあります。町内においても、6月から30度を超える日が見られ、7月、8月にかけては連日の猛暑となりました。このような状況下では、高齢者の熱中症や夏ばてによる体調不良が懸念されます。

また、高齢者にとって、認知症予防は重大な関心事です。高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくりのために、次の点について、町の取組状況を伺います。

1点目です。熱中症警戒アラートの発令時や、暑さ指数が高い日には、注意喚起が重要となります。町では、これらの情報を高齢者に対してどのような手段で提供し、注意喚起を行っているのか、お伺いします。

2点目です。猛暑下で、独り暮らしの高齢者や、エアコンが設置されていない世帯では、熱中症のリスクが高まります。町では、対象となる世帯に対して、見守りや支援体制をどのように構築しているのでしょうか。また、必要に応じ、エアコンの設置補助などを実施する考えはあるかを伺います。

3点目です。猛暑時に高齢者が安全に涼を取れる場所の確保は、命を守る対策の一つです。町内では、まち家世田米駅がクールシェアスポットとして設置されていますが、今後増やしていく考えはありますか。また、それらの情報を高齢者にどのように周知しているのかについて伺います。

4点目です。高齢者は加齢に伴う聴力の低下により、日常生活や社会参加に支障を来すケースが少なくありません。認知症予防の観点からも、厚生労働省において、補聴器の使用が推奨されております。しかしながら、補聴器は平均で20万円前後と高額であり、経済的な理由から購入をためらう高齢者が少なくないことから、補聴器購入への支援が必要と考えておりますが、いかがでしょうか。

大きな2点目です。猫の多頭飼育及び野良猫問題への対応について伺います。

当町において、猫を多頭飼育している場合、飼育環境の悪化により、猫の健康や衛生面に問題が生じるだけでなく、飼い主の生活環境も不衛生な状況になるケースが見受けられることから、次の点について伺います。

1点目です。猫の多頭飼育に伴う生活環境の悪化や、野良猫の繁殖、捨て猫の問題をどのように現状認識しているのでしょうか。

2点目です。猫の多頭飼育に伴う生活環境の悪化に対し、福祉・衛生・地域環境の観点から、具体的にどのような施策を講じていく考えかを伺います。

以上、大きく2点お願いします。

○議長（佐々木春一君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 金野議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、大きく1項目めの（1）熱中症警戒アラートの発令時等の高齢者への注意喚起の手段についてお答えをいたします。

近年の気候変動の影響により、夏季の気温上昇が顕著となっており、取りわけ、高齢者の健康に与える影響は大きいものと認識をしております。

本町における町民の皆様への注意喚起につきましては、暑さ指数や熱中症警戒アラート等の発信状況に応じて行っているもので、町内の暑さ指数が31を超える予測の場合、または、県内に熱中症警戒アラートが発信された場合は、防災行政無線での周知。町内が35を超える予測の場合、または、熱中症特別警戒アラートが発信された場合は、防災行政無線のほか、住田テレビでの告知を行うこととしております。

日常での熱中症予防への注意喚起につきましては、役場窓口に設置しているモニターや広報すみたを活用して行っております。また、高齢者に対しましては、地域ミニデイサービスの中で随時行っているものであります。

町といたしましては、命と暮らしを守る観点から注意喚起に取り組んでいるところでありますが、注意喚起や広報の方法等につきましては、随時見直しを行っていくものであります。今後も関係機関と連携しながら、高齢者をはじめ住民の皆様へ注意喚起を行い、熱中症対策への行動変容につなげられるよう努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、（2）猛暑下での独り暮らしの高齢者や、エアコンが設置されていない世帯への見守り体制とエアコン設置補助金についてお答えをいたします。

独り暮らしの高齢者等の見守りについては、猛暑下に限らず、保健福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、さらには民生委員をはじめとした隣近所の支え合いなどによって行われているものと捉えております。

町内各世帯のエアコンの設置状況につきましては、調査等は行っておりませんが、近年の気候変動の影響により、エアコンを設置する世帯が増えてきているものと捉えております。

エアコン設置補助につきましては、他市町村では様々な形で補助を実施していることは承知しているところであります。現時点で、本町独自の補助制度はございませんが、低所得世帯や高齢者などへの支援の在り方や財政負担との兼ね合いを含めて検討する必要があると考えております。今後、国や県の制度の活用を研究しつつ、町としての対応を検討していきたいと考えているところであります。

次に、（３）クールシェアスポットを増やしていく考えはあるか。また、それらの情報を高齢者にどのように周知していくかについてお答えをいたします。

まち家世田米駅のクールシェアスポットにつきましては、岩手県地球温暖化防止活動推進センターにおいて募集を行っている、岩手クールシェアスポットの地域の涼しい場所をみんなでシェアしようという趣旨に賛同し、登録しているものであります。今後、誰でも涼める場所の情報発信の一つとして、公共施設等の登録について、庁内横断的に連携し、検討してまいりたいと考えております。

本町では、町内で暑さ指数が３５を超える予測、または、熱中症特別警戒アラートが発信された場合は、農林会館、下有住地区公民館、上有住地区公民館を涼める場所として開放することとしております。開放する施設の高齢者世帯へ向けた特別な周知はしておりませんが、今年度は広報すみたに掲載し、各世帯に広く情報発信しているものであります。

なお、開放する施設につきましては、施設等のエアコンの設置状況を踏まえながら、随時更新してまいりたいと考えております。

次に、（４）高齢者の補聴器購入への支援についてお答えをいたします。

議員御質問のとおり、認知症施策推進総合戦略、いわゆるオレンジプランにおいて、難聴が認知症の危険因子とされており、認知症予防の観点からも、厚生労働省において、補聴器の使用が推奨されていることは把握をしているところであります。現在の助成制度では、高度難聴レベルの方でなければ公的な支援を受けることはできず、補聴器購入に係る公的支援は、障害者総合支援法において、両耳の聴力レベルが７０デシベル以上などの高度難聴レベルの方が、身体障害者福祉法の規定により身体障害者に認定されれば、補聴器購入時に補助を受けることができますが、現在のところ、軽度・中等度の難聴の方への補聴器購入補助制度はない状況であります。

補聴器については、大変高額なものが多く、県内の自治体では独自に補聴器の購入補助制度を設けているところもございますが、検討する上では、様々な障害がお持ちの方がいる中で、補聴器のみを特化して助成することへの是非もありますので、実施については総合的に

判断してまいりたいと考えております。

次に、2 項目め、猫の多頭飼育及び野良猫問題への対応について。（１）多頭飼育及び野良猫等の問題への現状認識、（２）多頭飼育等への具体的施策については、関連がございますので一括してお答えをいたします。

高齢化や核家族といった社会の変化に伴い、コンパニオンアニマルを家族の一員として飼育する家庭がある一方、コンパニオンアニマルの飼育に絡んだ様々な問題が起きているものと捉えております。特に、多頭飼育の問題は、多数の動物への影響だけではなく、飼い主自身の生活状況や周辺的生活環境への影響を及ぼす場合があるものと捉えております。

町内の状況であります、多頭飼育に伴う生活環境の悪化や、野良猫の繁殖、捨て猫の問題等につきましては、町内全体として顕著に問題化しているわけではありませんが、個別事例としてそのような状況があることは承知をしております。

猫をはじめとした動物の管理等につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律、また、県の動物愛護及び管理に関する条例に、動物の飼い主は、動物の健康と安全を確保するように努めること。動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことがないように努めること。また、みだりに繁殖することを防止するために不妊・去勢手術等を行う等に努めること等、飼い主の責務が規定されているものであります。

また、この法律や条例の中で、不適切な飼育に対する指導・助言・勧告、犬や猫の引取り、負傷した動物などの対応につきましては、保健所等が中心となって対応する仕組みとなっております。

町の役割としましては、猫等の多頭飼育に伴う生活環境の悪化や不適切な飼育が見られた場合は、保健所等に情報提供していくものであるというふうに捉えているところであります。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 再質問を許します。

金野千津さん。

○1 番（金野千津君） それでは、1 番目の1 点目と2 点目、かなりちょっと近いところがあるので、併せての質問になるかもしれませんが、御了承ください。

それでは、かなりやっぱり熱中症対策ということで、暑い日には町内で放送が流れたりとか、あとは、そういう高齢者が集まる機会に注意喚起を促しているということでございますけれども、町長の答弁の中にも行動変容という言葉が出てきましたが、そういう広報の中で行動変容が現れたというようなことの把握というのはできているんでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 行動変容についてお答えいたします。

具体的な行動変容につきましては、捉えているところではございませんが、こちらの対応といたしましては、例えば、今回の夏祭り等でございますけれども、そのときに暑さ対策をして実施するということを庁内で話し合いまして、暑さ対策をしながら実施したということもございますし、少しずつそのような形で浸透していけたらと考えております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 2番のところで、日常から見守り体制ができているという中で把握できているものもあるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 日常生活の中からの見守り体制からの把握というところではございますけれども、住民税務課としてでございますけれども、住民税務課としては具体的には把握はしておりませんけれども、その現場の中で把握しているものもあるかと思っておりますので、そちらのほうと情報連携しながら進めていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） それでは、包括等のある保健福祉課のほうはいかがでしょう。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 日常のサービスが入っている方々につきましては、介護支援専門員であるとか、ヘルパーさんであるとか、または、デイサービスが行っている方であればデイサービスの職員であるとか、そういう方たちが把握をしておりますし、もしそういう方がいらっしゃるのであれば、体調不良の場合には適切な対応をしていただくというような場合もあります。包括につきましては、地域ミニデイサービスがございますので、行った場合に、エアコンだけではなくて、水分をきちっと取ってくださいとか、体調管理をきちんとしてくださいとか、そういうようなお知らせをしながら、それできちんと飲んでない場合には、適宜水を飲んでくださいとかというふうな対応を取らせていただいて、健康管理というものに関しては努めているところです。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 私の知っている中で、車を所持している方に関しては、やはり暑さが

ひどいときには、自分で、町内ではないんですけど、町外の図書館で半日過ごしてくるとか、あと、涼しいショッピングセンターに出かけて半日過ごしてくるというようなことを聞く機会があったんですけども、私が心配しているのは、やはり車を持たない高齢者の方たちが、気をつけてください、エアコンつけてくださいというものがどのくらい伝わっているかというところが非常に心配される点ではないかなと思いますので、その辺り、把握に努めるべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） どれくらい伝わっているかという部分の把握については、当然サービスを受けている方であるとか、保健福祉課または包括支援センターが関わりある方につきましては、訪問等がございますので、把握に努めているところですけども、それ以外の方については、なかなか把握するのは難しいですけども、公民館の集まりであるとか、そういうときの機会を捉えながら、町民の皆さんも一人一人お声をかけていただきながら、暑いけどどうだとか、水飲んでるとか、そういう一人一人のお声がけをしていただきながら、対応を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） もう一つ気になってるところが、エアコンの設置世帯は増えているということでございますけれども、やはりこの物価高騰の中で電気代を節約して、エアコンがあってもエアコンをかけていない世帯が見られるということ、やはり福祉関係者から聞く機会がございます。なかなかその点の説明をしても、エアコンの使用に至っていないというケースもあるということなんです、その辺りはどう捉えていますか。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 電気代等が高くなっているということでエアコンをお控えしてというお話も聞いてはおりますが、やはりそこは何度もこちらのほうでも、つけない方に関しては、つけてくださいと、命を守る行動を優先してくださいというふうにお伝えはしているところです。なかなか高齢者の皆さんですと、それを我慢するという部分もありますので、何ともし難い部分もありますが、こちらはもう何回も何回も注意喚起をしながら、つけていただくという方向で、命を守る行動をしてくださいというような行動をしていきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 課長がおっしゃることすごくよく分かります。そこで、今度は3番のところが大事なかなというふうに思うんですけども、クールシェアスポット、今はまち家世田米駅のほうが手を挙げてくれているということで、警戒アラートとかが出た場合は、農林会館であるとか、上・下公民館を開放するということを話されておりましたけれども、そのことはきちっと公民館等に伝わっているのでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 開放する地区公民館等につきましては、教育委員会を通じて話をさせていただいているところでございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 私、ちょっと聞きに行ったんですけども、警戒アラートが出た際に開放するという3施設を書いたチラシは回ってきたけれども、回ってきたことでそのことを知って、そうなんだとは認識したけれども、具体的にどうするとか、こういうことになってるという説明はなかったというふうに聞いているんですね。大事な場所ではないかなと思うので、ちょっとその辺りもう一度、これは教育委員会ですか、確認したいと思います。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 担当との認識の相違があるものかとも思いますので、改めてこちらのほうから丁寧に協力の地区公民館に対しましては説明させていただきたいと思います。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） なぜこういうことを聞いたかなというのは、実は、地区公民館とかはシェアスポットとして、日常開いてるときは非常にいい場所なんではないかなというふうに考えているわけですね。なので、地区公民館によっては、暑い時期に散歩してるとか歩いている高齢者がいたら、涼んでいったらと声をかける。見かければ声をかけたりするということではあるんですけども、そういったことがクーリングシェアスポットとして活用できるということを、もう少し住民の中に周知することで、物価高騰でエアコンを控えるというところも、車がなくて遠くまで行けないという方々にとっても、そういうシェアスポットとして活用できるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議員おっしゃるとおりだと考えておりますので、今後、開放施設等につきましては、十分話し合いをいたしまして、また、エアコンの設置状況を見ながら、開放施設を増やしていけるように検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 5番議員の質問の中で自治公民館へのエアコンというのがありましたが、自治公民館にエアコンが入ってくれば、暑いのでミニデイを休止するということもなくなりますし、より身近なところで涼しい場所に行けるということなので、そういう場所がぜひ広がってほしいなというふうに考えております。

私、このクーリングシェアスポットの件で町内を検索したところ、イコウェルすみが毎回出てくるんですね。ちょっとお話を聞きに行ったところ、フェイスブックとかに涼めますよということを何回も何回も上げてるんだそうです。それで、今年はやはり高齢者ではないですけども、学生であるとか、仕事をしている方たちのイコウェルの使用が非常に増えているということなので、やはり高齢者に伝わる広報なり、あとは涼める場所を増やすということは非常に重要ではないかなというふうに感じましたが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議員おっしゃるとおりだと考えておりますので、今後、広報につきましても、いろいろな手法を検討しながらやってまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） では、もう一つ付け加えまして、せっかく見守り体制ができているその見守りの中に、民生委員さんであるとか、地域の方たちが協力してくれているのであれば、エアコンの未設置世帯というか、そこの把握に努めるというのはどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 未設置世帯を把握するということに関しましては、ちょっとその必要性等を検討する必要があるかなと考えておりますので、今後、議員の御意見を参考にしながら様々な形のものを検討してまいりたいと思います。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 質問の言葉が足りませんでした。高齢者の未設置世帯という、独り暮

らしであるとか、高齢世帯であるとかの未設置世帯について把握してるんでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 現状ですと、民生委員の皆様には、高齢者のエアコンの設置の状況の把握というところはしていただいているところではありませんので、民生委員さんには設置をしているかどうかというのを確認する調査についてはしたことはありません。ただ、地区の民生委員さんについては、ついてるついてないについては室外機を見れば分かるので、ついてるかついてないか分かるとは思いますが、ただ、使ってるかどうかまでを調べるというふうになると、民生委員さんの御負担にもなる部分もございますので、そこは民生委員さんの皆さんとの協議、もしくは社会福祉協議会の皆さんと協議しながら、どのような形が調査としていいものなのかを検討していくことが必要になるのではないかなというふうに考えております。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 高齢者のより安全な夏場の過ごし方を考えた場合、エアコンのない世帯であるとかそういったこと、まず、使ってる使ってないまではいかなくても、エアコンがあるかないかだけでも、見守りが必要かどうかというところ、要支援であるとか要介護以外の方も含めて、そういうことが地域の中で分かってくれば、より安全性が高まるのではないかと考えております。ぜひ行っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） やはり高齢者の見守りにつきましては、民生委員さんであるとか、行政が中心になるということではなくて、やはり隣近所の皆さんの日頃からの掛け声であるとか、そういう部分での協力が特に必要になってくるかなというふうに思いますので、そういう部分も含めて、皆さん、普及啓発をしながら、皆さんで地域を見守るというような形を取りながら、見守り体制をつくっていききたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） いろいろな資源を活用しながら、高齢者等のエアコンの購入助成についても検討していきたいというふうなお話でしたが、ぜひ進めていただきたいなというところが、それは全額とかそういうわけでもないですし、いろいろ、東京都のように予算があつて、どんどんやるというわけにもいけないと思いますが、ぜひ住田町でもかなり高温の日が続いたりとかあるので、検討していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 高齢者世帯に対するエアコンの設置補助ということでございますが、異常な暑さということもありますので、検討していく必要があるとは考えておりますけれども、また、財政負担等の兼ね合いもありますので、十分に財政措置等の研究を重ねて、検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） その辺をお願いしまして、4番目に移りたいと思います。

町長の回答にもありましたように、補聴器というものの使用については、2023年のアメリカのほうの報告によると、している方の認知症への発症率が低いというようなデータもあるようです。なので、ぜひ進めていただきたいんですが、やはり皆さん御存じのように、非常に高額なものとなります。それだけに補助をどうのということもあるかもしれませんが、介護予防であるとか、そういった観点からも必要ではないかなというふうに感じますが、その点もう一度お願いします。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 認知症の観点から補聴器が必要だという御質問であります、確かに認知症になる方、耳が聞こえないがために地域から孤立していくとか、社会参加をしないとか、そういう部分では出てくるかもしれません。ただし、補助器を購入したからといって認知症にならないというわけではございませんので、そういう観点からいくと、補聴器を買ったから認知症にならないということではなくて、やはりその理解の衰えであるとか、様々なものが混ざり合って認知症になっていくというふうに認識しているところです。

助成の部分については、介護であるから補聴器が必要でという形で助成していくというよりは、先ほど町長が答弁したとおり、様々な障害をお持ちの方もいらっしゃる中で、補聴器のみを特化してという部分の是非もございますので、その部分については総合的に判断していきたいというふうに考えているところです。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 認知症の発症に関しては、課長の言うとおり、補聴器をしたからならないという、これはもう病気ですので仕方ないかなというふうには思いますが、課長の答弁にもあったように、難聴であるがゆえに社会参加が制限されるというような高齢者も多いわけですね。それが認知症のリスクを高めていくということを考えると、補聴器は単なる便

利品ではなくて、介護予防の観点からも重要な機器ではないかなというふうに思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 先ほども答弁したとおり、聞こえないということは社会参加につながらない、行きたくなくなるというようなことも調査によっては出ているところですから、補聴器については、助成をするしないにかかわらず必要であると思いますし、聞こえないというのであれば、きちんと耳鼻科さんに行くとかして、ちゃんとそれなりの適切な対応というところが必要になってくるのかなというふうに思っております。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 月に1回、補聴器相談を農林会館で行っていますよね。私もあそこに行っているいろいろお話を聞きましたけれども、もちろん県内の市町村を考えると、補助を出していないところもあるんですけれども、沿岸では住田町だけですよという言葉をもらいまして、少し残念だなというふうに考えたわけです。お金のかかることですから、すぐにできるというわけではいかないとは思いますが、補聴器補助を、別に全員買う人に補助しなさいとか、そういうわけでもありませんし、近隣の市町村を調べてみると、金額であるとか、あと、どのくらいの人数に、人数制限をしているところとか雑多でございます。そんな中で、やってないというのは非常に目立つわけですね。その点、町長はどうお考えですか。

○議長（佐々木春一君） 町長。

○町長（神田謙一君） 本当に難聴の方々というのは、補聴器があれば助かるというふうにするというふうには、当然、誰しもそう思うと思います。ただ、実際にその補助があるなし、ゼロ100というような考え方ではなく、先ほど議員おっしゃったとおり、その補助の内容、ものすごく温度差があります。本当にあるけども、程度によってはないに等しいような中身のものも実はございます。そういう中で、それぞれの自治体というのは、それぞれ財政事情がある中で、どの分野に力を入れるか、どの部分にというような違いもある中で取組を進めていますので、そういう部分でいうと、先ほど保健福祉課長も言ったとおり、当町取組の中で、補聴器については、大変そういう部分ではゼロ100で考えられると誤解を招くと思いますけども、障害等々については、難聴だけが最大の問題ということでもございませんので、そういう中で状況等を見ながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 提案の中の助成に関しては、ゼロ100で考えているわけではもちろ

んございませ。どのような形での助成ができるかというのは、もちろん財政状況等を鑑みて考えるべきではあると思いますが、今の町長の発言でありますと、補聴器が必要だということは優先度が低いというふうにも伺えたんですが、それで認識間違っていないでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 町長。

○町長（神田謙一君） 捉え方、認識の問題かと思います。優先度が低いということではないと思います。それ以上に優先度の高いものがあるというふうに御認識いただければと思います。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 高齢になってくると難聴になる方たちは増えていきます。多分私もそうではないかなんてちょっと危惧しているところでございます。その上で、補聴器の金額等を考えると、少しでもいいので、町の助成というのは必要ではないかと考えますので、ぜひ御検討のほどお願いしたいと思います。

それでは、2番目の猫の多頭飼育及び野良猫問題への対応について移らせていただきます。

これは非常に近隣との関係もあるので、センシティブな問題かなというふうに思っております。課題が表面化しにくい問題じゃないかなというふうには考えておりますが、ただ、やはり福祉の分野では、多分四、五年前からこのことが取り沙汰されておりましたし、今、町が具体的に、猫に直接的に何かしろというわけではなくて、私はこれは飼い主の認識というものが非常に大きいのではないかなと思います。先ほど法律のことも話されておりましたけれども、そのことを理解して飼っている住民が何人いるのかなということも考えますと、そのリスクも含めた課題をもっと表面化させて、住民に知らせるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 犬猫等の適切な飼育につきましては、回覧等でお知らせしている部分もございますけれども、それでも十分周知されていないという認識でございますので、今後もう少しいろんな媒体を使用しまして、広報活動に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 私も愛猫家なので、猫は非常に大好きで、それで野良猫にも餌をあげたいなと思うところもございますが、やはりそこには責任が持てないのでやめているという

ようなところ。あとは、やはり野良猫の被害も実は受けておりますので、多頭飼いであるとか、野良猫を放置しているということに非常に危機感を感じております。野良猫とか地域猫の問題は、ボランティアであるとかNPO法人等が率先して取り組んでいるところが多いので、そこが立ち上がらないということは、それほど町内では問題ではないのかもしれませんが、今後問題化する可能性について、いかが思いますか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 現実問題として、実際そのような問題が、町内でも多頭飼育について発生している状況でございますので、今後増えていく可能性もあると捉えているところでございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 増えていく可能性を減らしていくためには、やっぱり頭数制限なりをしていく必要があると思います。個人的に野良猫の避妊手術等を行っている方もいらっしゃるようですが、その辺りの獣医師会のほうでは補助も出しておりますよね。避妊手術のほうも1万から3万とそれなりに高額なわけで、その辺りの広報というのはどうなってますか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 岩手県の獣医師会での助成についてでございますけれども、町役場の中での役場庁舎内に掲示してはございますけれども、それを広報等で周知しているものではございません。また、そのような助成に関しての問合せ等が来ました場合には、お知らせしたいと考えておりますが、現在のところそのような問合せ等が来ていない状況でございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 私も獣医師会が助成しているというのは、獣医さんに行った際にポスターを見て知ったわけですね。飼い猫への責任として自分がやるべきものだと思っていたんですが、そういったものがあって、またそのときまたまたですけども、自分のところに来る野良猫を捕まえてきたのでお願いしますと持ってきた住民の方、町民ではありませんけれども、いたので、やっぱりこういう取組は必要だなというところで、獣医師会の補助にも制限が、制限というか80名までというような制限があるようですので、ぜひ町民の方にも知らせていただきたいということと、あとは、盛岡のほうでは、町内では動物病院がないので、

盛岡のほうでは、獣医師が乗ったバスが来てくれて、まとめて30頭までということだったようですが、そういったことも盛岡以外にも出かけてやっているようですので、必要が高まれば、そういったこともぜひ検討していただきたいなというふうに思いますが、どうですか。

○議長（佐々木春一君） 副町長。

○副町長（小向正悟君） まず、基本的に動物等愛護・保護管理というのは、課長が答弁したとおり、県の仕事、県の保健所の仕事だということですが、盛岡市の場合は、いわゆる大きい市、特例市ということになりますので、保健所設置市ということになりますから、県と同じような形で取り組めるという中で、今、議員がおっしゃったような取組をされているものというふうに認識しております。そういった意味で、町自体がこの法律によって取り組めるというものは基本的にはないという中で、町長が答弁したとおり、町としては様々なそういう不都合等が、生活等、あるいは周辺にある場合には、やはり情報提供をすると。町自体が取り組むということは、これは専門性があるからこそ県や特例市が取り組むという形にしているものですから、やはり町自体がどうのこうのというよりは、町はやはりきちんと保健所に連絡、情報提供するというように尽きるというふうに考えております。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） それでは、どのようなことを情報提供してるんでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 住民からの連絡により、猫と犬等の放置されている状況等は、保健所に連絡しているものでございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 先ほど、多分盛岡市で取り組んでるという話ですが、あれは市でやっているものではなくて、NPO団体が主催して、支援をもらってやってるので、盛岡市内だけじゃなくて、宮古であるとか、ほかの市町村にも出かけていくものなんですね。なので、そういう声が高まれば住田町にも来てもらうということも可能かなというところでお話しした次第でございます。

今日たまたま朝のニュースで、安芸高田市、別な面で有名になりましたけれども、あそこのNPO法人の取組の紹介と、そこに対して市が助成しているというような内容のニュースが流れました。それはどのような助成かというのと、やはり飼い方が分からないとか、個体数が増えていくことの止め方が分からなかったり、放置してしまったりしているところに、

NPO法人さんに相談に入ってもらおうというような内容でした。そのことによって、頭数制限にかかることを支援したりということが行えているわけなんですね。

副町長がおっしゃったように、広報すごく大事なかなというふうに思います。特に、法律で、先ほど飼い主には責任があるんだよというところをもっと町民の中に知らせることによって、ただ放置しているだけではいけないんだということをもっと知ってもらおうということが大事なかなというふうに考えます。先ほども、広報のほうを考えていきたいということでしたが、もう一度お願いします。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 法律等の趣旨を住民の皆様にもお知らせして、飼い主の責務等ありますよということを十分分かって飼育に努めていただけるように周知してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） ぜひお願いします。何で今この問題を出すのかなというふうに疑問視された方も多いと思いますが、今だからできる、防止していくということはできるんじゃないかなというふうに思いますので、頭の隅にでも置いていただきまして、ぜひ地域の現状に目を向けていただきたいなというふうに思います。

また、現在、SFTSというんですか、重症性血小板減少症候群、ダニが感染媒体となっている、致死率が10%から30%という病気について、関東のほうで、今まで南のほうだったのが関東に増えているということで問題視されてますよね。東北のほうを調べたんですが、東北のほうではまだ事例として、注意喚起を促しているところはあるんですが、あとはそうではないかというような情報もあるようですが、今のところ東北のほうでは見られていません。ただ、この気候の変動によって、それが東北のほうに上がってくる可能性もある。そうすると、やはり野良猫の問題を放置、つながれば、ダニの問題ですので、野良猫直ではなくて、多分、鳥獣関係にもつながっていくんじゃないかなと思いますが、そういったものが入ってくるのを防ぐという意味でも野良猫の管理ということも重要かと考えます。いかがですか。

○議長（佐々木春一君） 町長。

○町長（神田謙一君） まさに人畜共通感染症という部分もあります。ダニもそうです。この地球の温暖化の部分で、これも数年前から、大分前になりますけども、温度帯が変われば、

蚊とか、いわゆる昆虫が生息域が変わってくると。日本脳炎にかかるような蚊の部分なんかについてもそういうような状況。マラリア等についても、媒介する昆虫等々が移り住めば発症の可能性が高まる。これは猫だけの問題でもございません。啓発については確かに重要です。私、答弁の中で、コンパニオンアニマルという言葉を使わせていただきました。どうもまだペットという概念が大きいというふうに思ってます。私も獣医師であります。獣医師会の部分では、40年以上前からコンパニオンアニマルというような言葉を使ってます。それは何かといいますと、実は、ペットというのは愛玩動物。人間が上の立場、言葉は悪いですが、動物は自分のおもちゃ的存在。自分の言うことを聞くように、自分の思いどおりになる。遊びたいときに遊ぶ的な位置づけ、それは違うでしょうと。コンパニオンアニマルというのは伴侶という意味です。家族の一員だということで啓発活動を含めて取組を進めてきているところでございますけれども、残念ながらなかなか普及していないというのが実態だというふうには認識をしております。

行政もいろんな分野の部分で広報等を実は発しているわけですが、自分が関係した部分については、これは誰しもそうなんです。その部分については興味を示していただけ。違う分野については、なかなか情報として入れていただけてないというのが現実的に大きいと思います。大事な取組だと思います。啓発含めて。そういう部分で言いますと、ぜひ議員の皆様方も協力していただいて、行政が一方的にやるものではなく、やはりその飼っている方、また、そういう感染症のおそれもあるという部分は情報共有していただいて、議員の方々からも、例えば、住民懇談会や地区での懇談会などの場で情報発信を御協力いただければと思います。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 私もコンパニオンアニマルに非常に助けられているところでございますので、すごく町長のお話は理解できます。60を超えまして、今の猫が亡くなった後、次を飼うということには、最後まで飼えるかどうかというところのリスクがあるので、私はもうこれで最後にしようというふうに決めておりますけれども、なかなかそこまでいかない現状がございますので、ぜひ町と協力して、こういった情報は発信していきたいなというふうに考えております。ぜひ御協力し合いまして、いい方向に進めていけたらと思いますが、最後に一言お願いします。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 住民の皆様、議員をはじめとした皆様と協力しながら、広報

活動等をしてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木春一君） これで、1番、金野千津さんの質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を行います。

◎日程第2 報告第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第2、報告第1号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 報告第1号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

報告書の2枚目をお開き願います。

第1点目の健全化判断比率は4項目から成っております。いずれかの比率が基準以上となった場合には、財政健全化計画や財政再生計画を策定しなければならないこととなっておりますが、本町における令和6年度の各比率は全て基準を下回っております。

一つ目の実質赤字比率は、一般会計に赤字がどの程度あるのかを示す数値で、黒字であったため、比率は生じておりません。

二つ目の連結実質赤字比率は、特別会計を含む全ての会計で赤字がどの程度あるのかを示

す数値で、同じく黒字であったため、比率は生じておりません。

このことから、二つの指標とも早期健全化基準を下回っているものであります。

三つ目の実質公債費比率は、借金の返済が一般会計をどの程度圧迫しているのかを示す数値で、6.6%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

四つ目の将来負担比率は、一般会計に負債がどの程度あるのかを示す数値で、将来負担額を充当可能財源が上回っているため、比率は生じておらず、早期健全化基準を下回っております。

第2点目の資金不足比率は、公営企業会計の赤字がどの程度あるのかを示す数値で、本町の場合、簡易水道事業及び下水道事業が対象となります。いずれの事業も資金不足にはならず、比率は生じていませんので、経営健全化基準を下回っております。

なお、監査委員からは、別添のとおり、特に指摘すべき事項はない旨の住田町財政健全化・経営健全化審査意見書が提出されておりますことを申し添えます。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

◎日程第3～日程第8 認定第1号～認定第6号

○議長（佐々木春一君） 日程第3、認定第1号 令和6年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第2号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第3号 令和6年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第4号 令和6年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第5号 令和6年度住田町簡易水道事業会計決算の認定について、日程第8、認定第6号 令和6年度住田町下水道事業会計決算の認定につ

いてを一括議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 認定第1号から第6号まで、令和6年度の一般会計、各特別会計及び各事業会計の歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに、認定第1号 令和6年度住田町一般会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

決算書は、6ページから13ページまでとなります。

予算現額は58億7,710万3,000円、収入済額は58億526万4,706円、支出済額は56億6,782万9,217円、収入支出差引額は1億3,743万5,489円であります。予算に対する収入割合は98.78%、執行率は96.44%であります。

まず、歳入について、収入済額により御説明いたします。

1款町税は7億966万9,955円であり、内訳は、町民税1億6,139万5,006円、固定資産税4億8,636万1,214円、軽自動車税1,923万9,100円、町たばこ税3,935万8,235円、鉱産税331万6,400円であります。

なお、収入未済額1,614万7,246円は、町民税191万9,728円、固定資産税1,374万9,918円、軽自動車税47万7,600円によるものであります。

2款地方譲与税は9,801万2,000円。

3款利子割交付金は13万円。

4款配当割交付金は156万6,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金は214万9,000円。

6款法人事業税交付金は753万5,000円。

7款地方消費税交付金は1億2,808万5,000円。

8款環境性能割交付金は291万円。

9款地方特例交付金は1,927万4,000円。

10款地方交付税は28億3,443万7,000円。

11款交通安全対策特別交付金はゼロ円であります。

12款分担金及び負担金は372万2,744円であり、収入未済額12万6,000円は、地域情報通信基盤施設加入負担金によるものであります。

13款使用料及び手数料は8,716万7,308円であり、収入未済額296万3,6

13円は、地域情報通信基盤施設使用料60万6,590円、町営住宅使用料及び集合合併処理浄化施設使用料225万8,333円、応急仮設住宅集合合併処理浄化槽施設使用料8,640円、督促手数料9万50円によるものであります。

14款国庫支出金は3億8,913万3,879円であり、収入未済額3,290万9,356円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,687万9,356円、新しい地方経済生活環境創生交付金603万円の繰越しによるものであります。

15款県支出金は2億4,405万2,286円であります。

16款財産収入は4,921万4,278円であり、収入未済額71万7,813円は、土地貸付料68万4,564円、建物貸付料3万3,249円によるものであります。

17款寄附金は6,925万7,128円。

18款繰入金は3億8,515万3,904円。

19款繰越金は1億5,279万4,811円であります。

20款諸収入は1億9,423万2,413円であり、収入未済額28万2,455円は、学校給食費徴収金2万5,200円、地域情報通信基盤施設損害賠償金5万600円、障害者自立支援給付費返還金12万2,710円、社会保険高額療養費8万3,945円によるものであります。

21款町債は4億2,676万8,000円であり、収入未済額4,060万円は、町道役場前線歩道整備の繰越しによるものであります。

続きまして、歳出について、支出済額により御説明いたします。

1款議会費7,123万1,118円は、議会運営経費であります。

2款総務費7億7,413万4,499円は、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費であります。

3款民生費11億7,142万7,589円は、社会福祉費、老人福祉費、交通対策費、児童福祉費、母子福祉費、保育所費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、各特別会計への繰出金等の費用であります。

4款衛生費3億4,536万899円は、各種健診、予防接種、ごみ処理、し尿処理に係る負担金、簡易水道事業会計繰出金等の費用であります。

5款労働費62万9,000円は、職業訓練事業運営費補助金等の費用であります。

6款農林業費3億6,167万6,799円は、農業委員会運営費、農業振興費、畜産振興費、林業振興費、町有林造成等の費用であります。

7 款商工費 6, 3 2 9 万 7, 7 6 0 円は、商工振興費、観光費等であります。

8 款土木費 5 億 9, 2 7 2 万 4, 2 4 6 円は、道路橋りょう費、河川費、住宅費、下水道事業会計繰出金であります。

9 款消防費 3 億 2, 4 0 3 万 7, 1 5 2 円は、非常備消防費、消防施設費、常備消防に係る分担金、水防費、防災対策費であります。

1 0 款教育費 5 億 3, 7 1 5 万 7, 8 0 7 円は、教育委員会運営経費、小中学校費、教育振興費、社会教育費、体育施設、学校給食センターの運営費用であります。

1 1 款災害復旧費 2, 6 4 0 円は、公共土木災害復旧費等であります。

1 2 款公債費 6 億 8, 6 6 3 万 6, 7 0 8 円は、過疎対策事業債等の元利償還金であります。

1 3 款諸支出金 7 億 3, 9 5 1 万 3, 0 0 0 円は、財政調整基金等の積立金であります。

以上が、令和 6 年度住田町一般会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、認定第 2 号 令和 6 年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

決算書は、1 7 2 ページから 1 7 5 ページまでとなります。

予算現額は 7 億 7, 5 2 5 万 3, 0 0 0 円、収入済額は 6 億 9, 0 2 3 万 3, 7 8 8 円、支出済額は 6 億 9 4 0 万 8 3 0 円、収入支出差引額は 8, 0 8 3 万 2, 9 5 8 円であります。予算に対する収入割合は 8 9. 0 3 %、執行率は 7 8. 6 1 %であります。

歳入の主なものは、1 款国民健康保険税 9, 3 0 9 万 3, 8 9 6 円、構成比 1 3. 4 9 %。3 款県支出金 4 億 6, 7 3 9 万 2, 3 6 0 円、構成比 6 7. 7 2 %であります。

なお、一般被保険者国民健康保険税 9 2 4 万 9, 3 3 5 円、督促手数料 2 万 8, 6 0 0 円が収入未済となっております。

歳出の主なものは、2 款保険給付費 4 億 3, 8 0 2 万 9, 3 1 9 円、構成比 7 1. 8 8 %。3 款国民健康保険事業費納付金 1 億 4, 4 6 1 万 3, 6 7 2 円、構成比 2 3. 7 3 %であります。

以上が、令和 6 年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、認定第 3 号 令和 6 年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

まず、保険事業勘定について御説明いたします。

決算書は、2 0 4 ページから 2 0 7 ページまでとなります。

予算現額は１０億３，５７０万９，０００円、収入済額は１０億３，６７５万５，９２２円、支出済額は１０億４２３万６，７９７円、収入支出差引額は３，２５１万９，１２５円であります。予算に対する収入割合は１００．１％、執行率は９６．９６％であります。

歳入の主なものは、３款国庫支出金２億７，８８９万４，５３４円、構成比２６．９０％。４款支払基金交付金２億４，９６０万３，６５０円、構成比２４．０７％であります。

なお、第１号被保険者普通徴収保険料６２万７，６２０円、督促手数料４，３００円が収入未済となっております。

歳出の主なものは、２款保険給付費９億８３９万２，７４１円、構成比９０．４６％であります。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

決算書は、２４０ページから２４３ページまでとなります。

予算現額は３６５万９，０００円、収入済額は３４２万８，０４７円、支出済額は３３１万３，７８０円、収入支出差引額は１１万４，２６７円であります。予算に対する収入割合は９３．６９％、執行率は９０．５７％であります。

歳入の内訳は、１款サービス収入２２８万６，５２０円、構成比６６．７０％。２款繰越金１１４万１，５２７円、構成比３３．３０％であります。

歳出は、１款サービス事業費３３１万３，７８０円、構成比１００％であります。

以上が、令和６年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、認定第４号 令和６年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

決算書は、２５８ページから２６１ページまでとなります。

予算現額は８，６９９万７，０００円、収入済額は８，５６６万１，６０９円、支出済額は８，５０９万７，０４７円、収入支出差引額は５６万４，５６２円であります。予算に対する収入割合は９８．４７％、執行率は９７．８２％であります。

歳入の主なものは、１款後期高齢者医療保険料５，４４２万９，３５０円、構成比６３．５４％。３款繰入金３，０７０万４，６２１円、構成比３５．８４％であります。

歳出の主なものは、２款後期高齢者医療広域連合納付金８，１５４万６，１６６円、構成比９５．８３％であります。

以上が、令和６年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、認定第５号 令和６年度住田町簡易水道事業会計決算の概要について御説明いたし

ます。

決算書の２ページを御覧ください。

決算報告書であります。決算報告書は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を表記しております。

収益的収入及び支出の款、項ごとに決算額を申し上げます。

収入の第１款水道事業収益は１億６，１８１万４，００４円で、その内訳は、第１項営業収益７，７０１万５，８２３円、第２項営業外収益８，４７９万８，１８１円であります。

支出の第１款水道事業費用は１億２，８９４万５，９５８円で、その内訳は、第１項営業費用１億１，９８４万１，８７６円、第２項営業外費用９１０万４，０８２円であります。

次に、４ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の決算額であります。

収入の第１款資本的収入は４，２２９万９，０００円で、その内訳は、第１項企業債１，１５０万円、第２項他会計出資金３，０７９万９，０００円であります。

支出の第１款資本的支出は９，３１９万３８４円で、その内訳は、第１項建設改良費２，６６０万３，５００円、第２項企業債償還金６，６５８万６，８８４円であります。

次に、９ページを御覧ください。

損益計算書であります。損益計算書は、消費税及び地方消費税を除いた金額を表記しております。

営業収益は７，００２万４，４９３円、営業費用は１億１，７４４万４４６円、営業外収益は８，４７９万８，２９６円、営業外費用は７００万３，３８２円、特別利益及び特別損失はゼロ円であり、当年度純利益は１億１，８７３万９，１０６円であります。

次に、１０ページを御覧ください。

剰余金計算書であります。

当年度末の資本合計は７億１，３１５万６，８３３円であります。

下段の剰余金処分計算書は、未処分利益剰余金１億１，８７３万９，１０６円を繰越利益剰余金としております。

次に、１２ページを御覧ください。

貸借対照表であります。

ページ一番下の資産の部、資産合計及び１３ページ一番下の負債の部、負債資本合計は、それぞれ１８億８，５８２万９，２４５円であります。

以上が、令和6年度住田町簡易水道事業会計決算の概要であります。

次に、認定第6号 令和6年度住田町下水道事業会計決算の概要について御説明いたします。

決算書の2ページを御覧ください。

決算報告書であります。決算報告書は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を表記しております。

収益的収入及び支出の款、項ごとに決算額を申し上げます。

収入の第1款公共下水道事業収益は1億970万4,768円で、その内訳は、第1項営業収益3,293万1,325円、第2項営業外収益7,642万6,643円、第3項特別利益34万7,000円であります。

支出の第1款公共下水道事業費用は9,948万7,636円で、その内訳は、第1項営業費用9,408万8,417円、第2項営業外費用539万9,219円であります。

次に、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の決算額であります。

収入の第1款資本的収入は3,791万1,000円で、その内訳は、第2項国庫補助金279万4,000円、第3項他会計出資金3,511万7,000円であります。

支出の第1款資本的支出は4,421万5,424円で、その内訳は、第1項建設改良費558万8,000円、第2項企業債償還金3,862万7,424円であります。

次に、9ページを御覧ください。

損益計算書であります。損益計算書は、消費税及び地方消費税を除いた金額を表記しております。

営業収益は2,994万5,670円、営業費用は9,198万895円、営業外収益は7,642万6,856円、営業外費用は477万5,499円、特別利益は34万7,000円であり、当年度純利益は4,124万3,168円であります。

次に、10ページを御覧ください。

剰余金計算書であります。

当年度末の資本合計は3億1,122万5,883円であります。

下段の剰余金処分計算書は、未処分利益剰余金4,124万3,168円を繰越利益剰余金としております。

次に、12ページを御覧ください。

貸借対照表であります。

ページ一番下の資産の部、資産合計及び13ページ一番下の負債の部、負債資本合計は、それぞれ17億2,797万7,004円であります。

次に、38ページを御覧ください。

令和6年度下水道事業会計下水道使用料等明細書であります。

不納欠損額は、下水道受益者分担金17万5,589円、督促手数料4,600円の合計18万189円であります。

以上が、令和6年度住田町下水道事業会計決算の概要であります。

これで、認定第1号から第6号まで、令和6年度住田町一般会計、各特別会計及び各事業会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） 次に、令和6年度住田町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各事業会計決算の審査結果について監査委員の報告を求めます。

監査委員、紺野 仁君。

○監査委員（紺野 仁君） 決算審査の結果について報告いたします。

審査の対象は、令和6年度住田町一般会計歳入歳出決算、令和6年度国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計並びに財産に関する調書、基金運用状況に関する調書であります。

審査実施月日は、令和7年7月28日から8月5日であります。

審査に当たっては、町長より付された決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書について審査を行いました。

審査の着眼点としては、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか。各種事業の施策の効果が目的どおりに達せられたか。財政運営について健全化が図られているかであります。

審査の結果であります。予算の執行状況については、令和6年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果及び予算執行の実績等について担当課から説明を聴取し、審査した結果、決算内容は計数的に正確であり、その内容も正当であることを確認いたしました。

以下、各会計決算審査における総評の中から主なものを報告いたします。

初めに、令和6年度市住田町一般会計歳入歳出決算、令和6年度国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計についてであります。

まず、一般会計についてであります。

総合計画の最終年ということもあり、大きな事業実施は少なかったものの、滝観洞観光セ

ンターの入込み数の増加、地域公共交通計画の策定、統合住田中学校のスタート、自治体DXの推進、ふるさと納税制度による情報発信と自主財源の確保、地域創造学や住田高校への地域みらい留学生の入学など魅力化への取組、昭和橋架け替え事業の推進、物価高騰に対する世帯や事業者への支援など、初期の事務事業が計画的に達成されていると評価いたします。

次に、令和6年度の決算審査における特徴的な点についてであります。

最初に、公共施設等の維持管理についてです。

公共施設は、住民福祉の向上に欠かせない施設であることから、維持管理や年次的な更新などを適切に行う必要があり、あわせて、施設維持や更新に必要な財源を確保することから、基金の整備、運用などについて検討し、将来を見据え、適正かつ効果的な利用を図っていただきたい。

なお、公共施設等の維持管理、整備、長寿命化などの適切な管理、活用と併せ、利用度が低く、遊休化が懸念される町有施設及び町用地で効果的な再利用が見込めない場合は、民間活用や売却も視野に入れた検討が必要と思われます。特に、まち家世田米駅の蔵における危険な状態については、昨日の村上議員の質問のとおり、町と議会で協議し、早期の対応が必要であると思われます。

次に、当町の財政状況は、財政健全化判断比率等が示すとおり、健全な財政を維持しておりますが、自主財源以外の占める割合が依然として高く、財政基盤の脆弱性は否めません。令和7年度以降においては、総合計画実施に伴う新たな事業の展開、昭和橋の架け替え事業、町道整備、生活改善センター・農林会館等公共施設の方向性の検討、水道・下水道・地域情報通信基盤施設などの各インフラ施設は、建設後の経過年数から、維持管理費に加え、今後、改修や新たな整備等、多額の費用が必要となることが予想されます。起債償還計画と併せ、適切な財政計画に沿った財政運営が望まれます。

次に、職員の働き方については、職場ごと、担当部署ごとの隔たりがあることや、何よりも長時間労働による職員の健康、精神障害リスクの増加が懸念されます。また、ハラスメントへの対応、働きやすい環境づくりなど、職場全体で取り組むべき課題と捉え、意識改革、労働環境の改善に引き続き努めていただきたい。

次に、自治体DXについてですが、時代の趨勢として自治体のデジタル化が進められているところですが、住民サービスや利便性の向上、自治体業務の効率化などのために必要な機器及びシステムの維持管理、定期的な更新及び運用にかかる費用が継続的に必要となりますので、基金の整備運用などについて検討するなど、計画的な財源の確保に努めていただくと

ともに、庁内での教育、生活や職場での導入について推奨し、普及が図れることを期待するものであります。

本町においても、少子高齢化に伴う人口減少が依然として進行している中で、地域の特性を生かした各種施策を展開しながら共生のまちづくりが進められてきており、前総合計画において衣食住の充実を掲げ、医療環境の充実、農林商工業の振興、移住定住の促進、町営住宅の整備や住宅整備支援による住まいの環境整備、子育て・教育環境の充実をはじめ、地域の特性を生かした各種施策を展開しながら推進してきました。

また、今後においても、地域の活性化に配慮した効率的・効果的な予算執行に向け、これまで以上に優先度に応じた適切な財源配分を行うとともに、住民福祉向上のため、健全な財政運営を維持しながらも創意工夫を凝らし、積極的な施策の展開を図ることを期待します。

令和7年度は、新総合計画の初年度となります。前計画における取組を継承しつつ、新たな総合計画において、目指すべき住田町の実現に向け、取り組んでいただきたい。

次に、令和6年度国民健康保険特別会計、各特別会計の状況ですが、保険税等の未納は若干あるものの、各会計はおおむね健全に運営されているものと認められますので、今後とも健全な運営に努めていただきたい。

次に、令和6年度簡易水道事業会計決算及び下水道事業会計決算についてであります。

令和6年度簡易水道事業会計の収入及び支出の状況を見ると、給水原価が供給単価を上回り、給水に要する費用を料金収入で賄えない状況にあります。さらなる経営の健全化に取り組んでください。

また、多額の企業債償還負担の下で、今後の施設更新費用を捻出していくため、施設規模の見直しと効率的な利用に加え、適切な財源を確保し、健全経営に努めていただくとともに、公営企業会計の円滑かつ適切な事業運営のため、企業会計に精通した職員の育成については、引き続き継続的に取り組んでいただきたい。

今後においても、住田町簡易水道事業経営戦略に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が図られ、さらなる経営努力によって、より効果的・効率的な高品質の住民サービスが提供されることを期待するものであります。

次に、下水道事業会計についてであります。

令和6年度の収入及び支出の状況を見ると、収益的収入及び支出においては営業損失となっていることから、経営の健全化に取り組まれない。

また、資本金的収入及び支出においては、多額の企業債償還負担の下で、今後の施設更新費

用を捻出していくため、施設規模の見直しと効率的な利用に加え、適切な財源の確保に努めていただき、受益者の公平負担の原則や経営の健全化のためにも、引き続き一層の管理回収に万全を期し、健全経営に努めていただくとともに、事業の円滑、適切な運営のため、企業会計に精通した職員の育成については、引き続き継続的に取り組んでいただきたい。

今後の下水道事業経営では、人口減少や節水型家電の普及などによる水需要の減少など、下水道使用料収益の伸びは期待できない状況にあります。また、施設の適切な維持管理や老朽化対策など、経営状況はますます厳しくなることが予測されますが、住田町下水道事業経営戦略に基づき、経営戦略の改定を実施していることから、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が図られ、さらなる経営努力により、効果的・効率的な高品質での町民サービスが提供されることを期待するものであります。

以上、令和6年度各会計の決算審査の意見といたします。

○議長（佐々木春一君） 以上で、監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第6号までの各会計決算の認定については、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。あわせて、地方自治法第98条の規定による権限を委任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの各会計決算の認定については、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査するとともに、地方自治法第98条の規定による権限を委任することに決定しました。

なお、この決算審査特別委員会は、正副委員長互選のため、本日、本会議散会后、引き続き当議場において招集することといたします。改めて通知は差し上げませんので、御了承願います。

◎散会の宣告

○議長（佐々木春一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1 時 4 9 分
